

投資情報

中資銀行等の外資持分比率制限撤廃に関する パブリックコメントの募集

1. 背景

中国銀行保険監督管理委員会は6月8日、中国資本銀行等の外資持分比率制限を撤廃する内容の決定を公開（以下、「意見聴取稿」と表記）し、パブリックコメントの募集を行っている。意見の提出期限は7月8日となっている。¹

中国における金融業の対外開放が加速している。2017年8月に国務院が発表した「外資の成長促進に向けた若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号)において、銀行業、証券業、保険業が外資参入の規制緩和の対象として明記されている。これを受けて、2017年11月10日、財政部副部長(朱光耀氏)「国務院新聞弁公室主催記者会見」において、金融機関を対象とする外資による出資比率の規制緩和について、具体策が発表されている。

さらに、2018年04月10日ボアオ・アジアフォーラム開幕式で習主席が「金融業の面で、昨年末に発表した銀行と証券、保険業界の外資参入規制緩和という重大な措置を確実に実行すると同時に、保険業界の開放を加速させ、外資系金融機関の設立に関する規制を緩和し、外資系金融機関の中国で可能な業務範囲を拡大し、中国と海外の金融市場の協力分野を拡大させる必要がある」と講演し、開放拡大を進める一連の措置を発表した。

習主席の講演を受け、銀保監が意見徴収稿を公表し、パブリックコメントを募集することにした。その内容は①銀監会令2003年第6号の廃止、②銀監会令2017年第1号などの外国投資家による中資金融機構への資本参入における持分比率制限の削除、③外国投資家への国民待遇の実施等。詳細は下表を参照のこと。

今回の資本参加規制緩和などの対外開放措置は、外国投資家の中国金融業界における投資の選択肢を広げ、また、中国系金融機関の商品設計、市場構築、ビジネスモデル、管理経験等のレベルアップを促進できるものと期待される。



鄭 林根 Zheng Lingen

DT 弁護士法人 ディレクター、外国弁護士(中国律師)

lingen.zheng@tohatsu.co.jp

DT 弁護士法人所属前は有限責任監査法人トーマツ中国室に所属。2016年にディレクターとしてDT 弁護士法人に入社し、以来現職。主として、日本企業の中国進出および中国企業の対日投資に関する、投資スキーム、会社法などの分野における企業法務、税務、M&A 案件の対応を行っている。

¹ <http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/052DE66205BF45C896B8D109F69C1036.html>

2. 主な廃止、改定の内容

意見聴取稿による主な廃止、改定は以下の通り。

関連規定	現行規定	意見聴取稿の内容
域外金融機構の中資金融機構における資本参加管理弁法 (銀監会令 2003 年第 6 号)	第八条 単独の域外金融機構による中国資本金融機構への投資・持ち株比率は 20%を超えてはならない。	左記の「銀監会令 2003 年第 6 号」を廃止する。「銀監会令 2003 年第 6 号」は 2003 年に公布されたもので、その内容はすでに下記の「銀監会令 2017 年第 1 号」、「銀監会令 2015 年第 3 号」、「銀監会令 2015 年第 6 号」等により更新されている。
中国銀監会中資商業銀行行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2017 年第 1 号)	第十一条 単独の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家として、単一の中資商業銀行に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外金融機構およびそれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家とする場合、その資本参加比率の合計は 25%を超えてはならない。前項にいう資本参加比率とは、中資商業銀行の株式総額に占める域外金融機構の保有持分の比率を指す。域外金融機構関連者の持分比率は域外金融機構の持分比率と合算して計算しなければならない。	第十一条 域外金融機構が弁法に規定する中資商業銀行に資本参加する場合は、資本参加時における中資商業銀行の機構類型により監督管理を実施する。域外金融機構は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。
中国銀監会農村中小金融機構行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2015 年第 3 号)	第十六条 単独の域外銀行およびこれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家として単一の農村商業銀行に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外銀行およびそれが支配するあるいは共同支配する関連者が発起人、あるいは戦略投資家とする場合、その資本参加比率の合計は 25%を超えてはならない。本弁法にいう域外銀行資本参加比率とは、農村商業銀行の株式総額に占める域外金融機構の保有持分の比率を指す。域外銀行関連者の持分比率は域外銀行の持分比率と合算して計算しなければならない。 第二十七条 村鎮銀行の設立には条件を満たす発起人を有していなければならない。発起人には、自然人、域内非金融機構、域内銀行業金融機構、域内非金融機構、域外銀行と銀監会が認可するその他の発起人が含まれる。(関連箇所を抜粋)	第十六条 域外銀行が農村商業銀行に資本参加する場合は、の関連規定に照らして監督管理を実施する。域外銀行は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。 第二十七条 (第三項として以下を追加) 域外銀行が村鎮銀行に出資する場合は、村鎮銀行関連の規定に照らして監督管理を実施する。域外銀行は中国における国家の外国投資家関連の規定も遵守しなければならない。
中国銀監会非銀行金融機構行政許可事項実施弁法 (銀監会令 2015 年第 6 号)	第一百十七条 単独の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が戦略投資家として単一の金融資産管理会社に対する資本参加比率は 20%を超えてはならない。複数の域外金融機構およびこれが支配あるいは共同支配する関連者が戦略投資家とする場合の資本参加比率は 25%を超えてはならない。	削除

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC